

## 水稻乾田直播普及ネットワーク規約

### 第1条（名称）

本組織は「水稻乾田直播普及ネットワーク」（以下「本会」という。）と称する。

### 第2条（目的）

本会は、水稻乾田直播栽培に関係する経営体・農業者組織や行政・普及機関、試験研究機関、団体、企業等（以下「組織等」という。）および組織等内外の個人の連携を促進し、栽培技術・研究成果や効果的な普及事例の共有等を図るネットワークを構築することにより、東北地域を中心とする水稻乾田直播栽培の一層の普及拡大及び定着化を推進し、地域農業の維持・発展に資することを目的とする。

### 第3条（活動内容）

本会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）水稻乾田直播栽培に関する栽培技術、試験研究成果、普及事例等の情報共有及び意見交換
- （2）水稻乾田直播栽培に関する現地検討会、講演会等のイベントの開催及び関連行事に関する情報提供
- （3）水稻乾田直播栽培の普及を担う人材の育成に向けた研修会・勉強会等の開催
- （4）その他、本会の目的達成に必要な活動

### 第4条（会員）

本会は、農研機構東北農業研究センターおよび第5条により入会した会員をもって構成する。

2 会員は、本会の活動を通じて、水稻乾田直播栽培に関する技術情報、研究成果、普及事例、イベント等の開催、普及人材の育成に資する研修会・勉強会等に関する情報の提供を受けることができる。

### 第5条（入会、退会）

本会への入会、退会については、次に掲げるとおりとする。

- （1）本会への入会を希望する組織等及び個人は、別に定める農研機構ホームページ上の申込フォームまたは申込書により事務局に申し込み、事務局の承認を受けるものとする。
- （2）会員が退会しようとする場合は、別に定める農研機構ホームページ上の退会フォームまたは退会依頼書により事務局に申し出るものとし、事務局は当該申し出をもって退会を承認する。

#### 第6条（代表、副代表）

本会は、会の活動・運営を統括する代表、及び代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときその職務を代理する副代表をそれぞれ1名置く。

- 2 代表は、農研機構東北農業研究センター所長とする。
- 3 副代表は、農研機構東北農業研究センタースマート水田輪作研究領域長とする。

#### 第7条（推進委員）

本会に、本会の活動及び運営方法等に関する意見の聴取、ならびに本会の活動に資する情報等の共有及び意見交換を行うために、推進委員を置くことができる。

- 2 推進委員は、本会の会員のうちから、代表が指名する組織等とする。

#### 第8条（会議）

本会は、活動計画の協議及び活動実績の報告等を行うため、必要に応じて会員または推進委員を招集し、会議を開催することができる。

- 2 会議は、代表が招集し、その議事を進行する。

#### 第9条（事務局）

本会の事務局は、農研機構東北農業研究センター研究推進部事業化推進室に置く。

#### 第10条（会費）

本会の会費は無料とする。

#### 第11条（情報の取扱い）

本会の活動を通じて提供される資料、技術情報、研究成果、普及事例、現地情報その他の情報については、当該情報の提供者が示す利用条件に従って取り扱うものとする。

#### 第12条（個人情報の取扱い）

事務局は、入会申込、退会申出、会議・イベントの参加申込その他本会の運営に際して取得した会員の氏名、所属、連絡先その他の個人情報を、本会の運営、会員への連絡、情報提供、会議・イベントの案内及びこれらに付随する業務の目的に限り利用するものとする。

#### 第13条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、代表及び事務局が協議の上、必要な対応を定めるものとする。

#### 第14条（規約の改正）

本規約の改正は、代表及び事務局が協議の上、定める。

- 2 本規約を改正した場合、事務局は速やかに会員に対し、その改正内容を通知するものとする。

#### 第 15 条（その他）

本規約に定めるもののほか、本会の活動・運営に関し必要な事項は、代表及び事務局が協議の上、別に定める。

#### 附則

この規約は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。